自宅での介護のために
在宅福祉サービス施設マップ

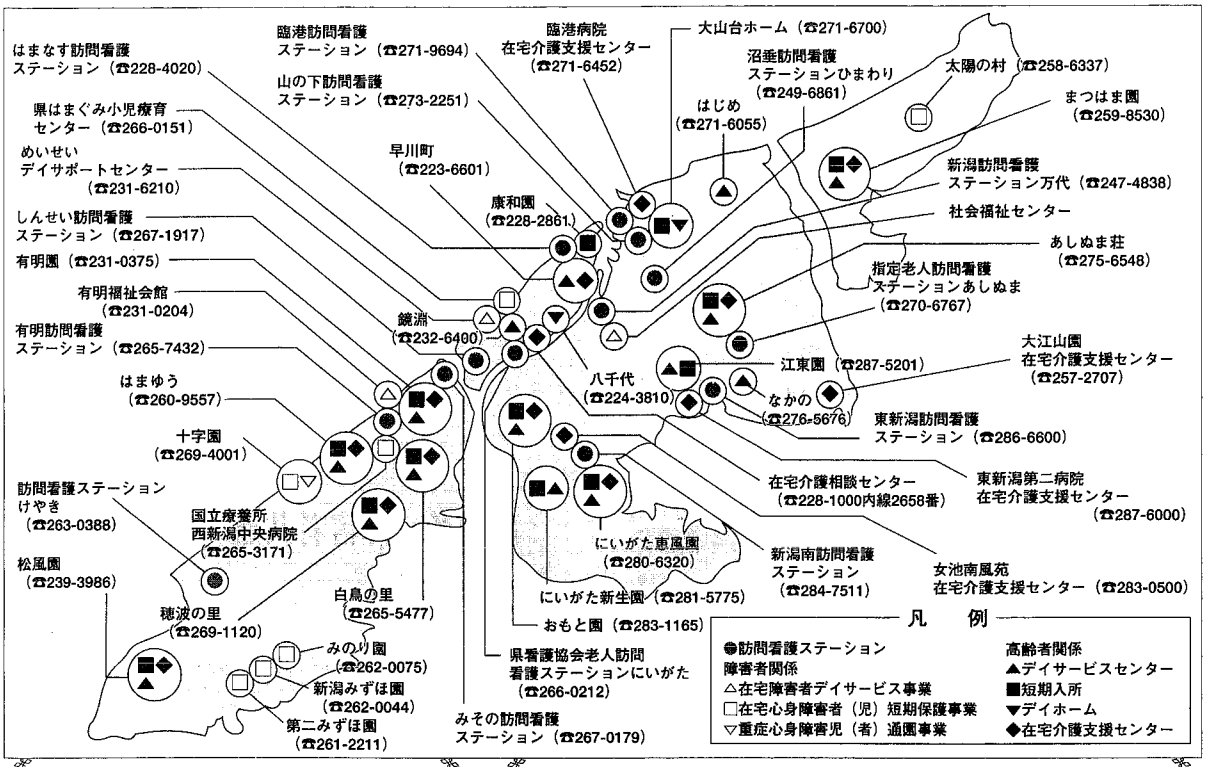

デイサービスセンター

在宅の寝たきりや痴ほう症などでおおむね六十五歳以上の高齢者を対象に、さまざまな福祉サービスを提供します。自宅とセンター間の送迎を行います。

利用には申請が必要です。なお、センターの利用状況によってはお待ちいただく場合があります。

利用時間　月～金曜日おおむね午前九時～午後三時

利用料金　基本事業…一回百円、入浴…一回六百円、食事…一食三百円

サービス内容　食事・入浴サービス、生活指導、日常動作訓練、褥護、健康チェック、家族介護者教室

問い合わせ　高齢者福祉課（☎内線2654番）、南地域保健福祉センター、各地区事務所、各在宅介護支援センター、在宅介護相談センター（☎内線2658番）へ

短期入所（ショートステイ）

介護者が看護疲れや冠婚葬祭などの事情で一時的に介護できない場合に、寝たきりや痴ほう症の高齢者を特別養護老人ホームで預かります。

期間　原則として一カ月のうち七日間

利用料金　一日二千百九十円

問い合わせ　高齢者福祉課（☎内線2654番）、南地域保健福祉センター、各在宅介護支援センター（☎内線2658番）へ

在宅障害者デイサービス事業

身体障害者手帳または療育手帳を持つ、就労が困難な在宅の障害者が通所し、創作活動、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

利用料金　材料費実費程度

サービス内容　書、手芸、料理、木工、ワープロ、ほか

問い合わせ　障害福祉課（☎内線2622番）へ

在宅心身障害者（児）短期保護事業（ショートステイ）

介護者が看護疲れや冠婚葬祭などの事情で一時的に介護できない場合に、身体障害者手帳肢体不自由一・二級または療育手帳を持つ人を施設などで預かります。

期間　七日間

利用料金　食費負担あり

問い合わせ　障害福祉課（☎内線2625番）へ

デイホーム

六十五歳以上の痴ほう症の高齢者で、家族が施設に送迎できる人を、日中、大山台・八千代デイホームでお世話します。

利用時間　月～金曜日午前八時半～午後五時（休日を除く）

利用料金　一日千四百円

在宅介護支援センター

在宅の寝たきりや痴ほう症などの高齢者とその家族が安心して生活できるように、介護相談・指導、福祉・保健サービスの紹介とその申請手続き、介護機器・用品の展示などを行っています。

相談にはソーシャルワーカー（社会福祉の知識・技術を持った人）と看護婦が協力して、福祉サービスのほか、専門知識を生かした医療・保健に関する相談にも対応。緊急時には二十四時間体制で相談に応じています。

相談は電話や来所で行っています。また、必要に応じて家庭への訪問も行っています。在宅福祉や介護で困ったときは、近くのセンターに相談ください。

問い合わせ　各在宅介護支援センターへ

在宅介護相談センター

在宅の寝たきりや痴ほう症などの高齢者とその家族が安心して生活できるように、介護相談、福祉・保健サービスの紹介、介護実習、介護機器・用品の展示、介護読本・ビデオの貸し出しなどを行っています。

また、電話による相談も受け付けています。

利用時間　月～金曜日午前八時半～午後五時十五分（休日を除く）

問い合わせ　在宅介護相談センター（市役所第二分館一階☎内線2658番）へ

重症心身障害児（者）通園事業

重症心身障害児（者）を対象に、通園による、昼間の活動の場を提供します。

対象者　療育手帳Aの人で、身体障害者手帳肢体・下肢・体幹不自由の個別等級が二級または三級の人のうち、十五歳以上六十五歳未満の人※定期的に通える人

サービス内容　機能回復訓練、日常生活訓練、集団生活への適応訓練、家庭における訓練方法の指導・相談、ほか

問い合わせ　障害福祉課（☎内線2625番）へ

訪問看護ステーション

病気やけがなどで寝たきりになっている人で、医師が必要と認めた人に対して、この限りではありません

サービス内容　健康相談、健康チェック、病状の観察、入浴の介助、食事・排せつ・療養環境の整備などの相談、寝たきりや床ずれ予防のための看護、医師の指示による医療処置、カテーテルの管理、ほか

問い合わせ　各訪問看護ステーションへ

サービス内容　養護、給食、健康チェック

問い合わせ　高齢者福祉課（☎内線2654番）、南地域保健福祉センター、各在宅介護支援センター、在宅介護相談センター（☎内線2658番）へ

利用料金　老人医療受給者…一回二百五十円、その他の医療保険…一回訪問看護料の一～三割（交通費は実費請求）※週二回まで、ただし末期がん、難病などは保健婦、看護婦、理学療法士が家庭を訪問し、かかりつけの医師の指示に基づき、看護やリハビリテーションのサービスを行います。